



流山市監査委員告示第6号

随時監査（学校事務）の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功



第4号様式



流教総第667号
平成30年2月19日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会委員長 杉浦 明



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月15日付け、流監第73号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日・流監第73号		
監査の種別	随時監査（学校事務）		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
おおたかの森小学校	指摘 (3)	薬品管理台帳について、沸騰石の使用前量の記載がなかった。事故の発生を未然に防ぐためにも、台帳への記載を徹底されたい。	沸騰石の使用前量を確認し、薬品管理台帳に記入し台帳との整合性を図りました。また、他の薬品についても再度確認した。今後も使用する教職員、理科主任、管理職でチェック体制を確認し適正な管理をしていきます。
おおたかの森中学校	指摘 (1)	サービス整理簿について、休暇時間の記載に誤りがあった。休暇時間の誤りに伴い、出勤簿の退勤時間にも変更が生じたことから、適正な休暇時間及び勤務時間の記載を求める。	サービス整理簿の記載について、誤りは訂正し、休暇の記載方法について職員に周知を図りました。今後は、記載事項に誤りのないよう、管理職が任用通知を確認し、チェック体制及び確認を強化し、適正な管理を図っていきます。
おおたかの森中学校	指摘 (1)	出勤実績がないにもかかわらず出勤簿では出勤となっていた。勤務日数の誤りに伴い、賃金支給額に変更が生じたことから、適正な事務の執行を徹底されたい。	出勤簿の記載について、誤りは訂正し、出勤簿の記載方法について職員に周知を図りました。今後は出勤簿に誤りのないよう、管理職がサービスの状況について、チェック体制及び確認を強化し、適正な管理を行っていきます。
おおたかの森小学校 教育総務課	意見	学校現場で管理している予算差引簿の摘要コードと支払事務を担う部課の支出伝票関係の摘要コードに不一致が散見された。支払事務を担う部課においては、摘要コードを変更した場合は、現場への連絡・確認を確実にし、予算差引簿と支出伝票関係の摘要コードに齟齬がないよう適切な管理を要望する。	予算差引簿の摘要コードを支出伝票と一致するよう訂正しました。また、今後摘要コードの変更をした場合は、学校への連絡、確認を徹底し、予算差引簿と支出伝票に齟齬がないよう、適切な管理を行うよう改めました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。